

碎石及び砂利の出荷基準案に対する意見公募の結果

平成24年3月22日
経済産業省製造産業局
住宅産業窯業建材課

平成24年3月1日付けで実施しました、碎石及び砂利の出荷基準案に対する意見公募の結果を公表致します。

1. 意見公募の実施方法

- 公募期間 平成24年3月1日(木)～平成24年3月10日(土)
- 告知方法 電子政府の総合窓口 (e-Gov)
- 意見提出方法 電子メール、FAX、郵送

2. 意見公募の結果

- 14件

3. 提出された意見の概要とその意見に対する考え方

- 別紙のとおり

砕石及び砂利の出荷基準案に対する意見公募の結果

(別紙)

項番	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	100Bq/kgの砕石基準が施行されれば 新築1戸建ての土台に5tの砕石使うとき、総量は500,000Bq、1日8時間家に滞在すると60秒×60分×8時間=14,400,000,000(1日のγ線の数)となります。 これから、新しく家屋を新築したいと思っていましたが、1歳の乳幼児がいる我が家では今後 新築をやめることにしました。どうか、<u>もっと安心して生活できるよう低い基準値にさせていただきますようお願いいたします。</u>	100Bq/kgは、放射性物質として人の健康への影響を無視することができる と国際的にも認められている厳しい基準であり、年間追加被ばく量では10μSv/y相当になります。
2	放射性セシウム平均濃度(Cs134及びCs137の合計値) <u>基準を緩和していただきたい。</u>	
3	100Bq/kgの考え方が不適切。飲料水のセシウムで200Bq/kgの規制値であり、同区域の水源地で農業を行っており、200Bq/kgが良くて100Bq/kgはだめという矛盾を孕む。まして口に入れる物の基準値が高めで良しとしているのに理解しがたい。また100Bq/kgに該当した場合、これまでの使用構築物についてどのような処置で対応するのだろうか。一過性の値にこれまでの社会資本が破壊の対象になったりしないだろうか。世の状況がわからずに早計過ぎるのでは。	
4	平成23年12月27日に環境省から出された「管理された状態での災害廃棄物(コンクリートくず等)の再生利用について」によると、道路の下層路盤材に再生資材を用いる場合、およそ3000Bq/kg以下となっています。何故、今回バージンの砂利が100Bq/kgなのでしょうか。表面に使用するものを、下層路盤材を分けて検討する必要があるのではないのでしょうか。 ベクレルの単位で制限をかけることは産業・科学技術どちらの進歩も促しません。3000Bq/kgあっても、遮蔽技術により年間0.1μSv/h以下に押さえることの方が、現在の日本にとっては重要なのではないのでしょうか。新聞報道を見る限り、福島県だけがいじめられているように感じてしまいます。福島県の産業振興のためにも、Bq/kgで議論している考え方を改めて欲しいです。	サンプリングでの測定であること、出荷の段階で必ずしも使用箇所が特定できないものもあること、風評被害を抑止すること等の視点から、原則、「放射性セシウム平均濃度(Cs134及びCs137の合計値)が100Bq/kg以下」という暫定基準値としています。また、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」(平成23年6月16日付け原子力災害対策本部)において、下水汚泥等が含まれるセメントもクリアランスレベル(100Bq/kg)以下という基準が採用されているため、暫定基準値の検討の際の参考としています。 ただし、対象地域(福島県内の浜通り及び中通りの地域)における道路、河川等の屋外の公共工事に使用される製品については、年間追加被ばく線量が1mSv/y相当である「表面線量率が0.23μSv/h以下」であれば出荷可能と暫定基準値を緩和しています。 なお、飲料水については、本年4月より放射性セシウム濃度が10Bq/kg以下とする基準値が適用されます。
5	厳しい基準数値で対応するのは常識であるが、健康・経済等を勘案すると、<u>被ばく限度である1mSv/年を下回る放射線濃度であれば良しとする。</u> 被災地の復旧・復興状況はつぶさには分からないが、被災民が地元に戻りたがっている。1日も早い復興を望む。	
6	私の実家が福島本宮市で放射線量の数値が非常に高く、宮城、岩手県より高く深刻な状況です。あの環境のなか工事を進めるにあたり基準を決めることにより<u>復興に妨げになるような基準はさけて頂きたい</u>と思います。 マスコミや報道などは、いかにも悪いように小さい問題(一部の声)を大きくしてしまい全員が困っているかのように報道し、回りも同調してしまうのが現状です。また分からない放射能を取り上げて大騒ぎさせているのが現状です。このあいだ天皇陛下の言葉で、この震災の痛みを国民が分けあって復興していただきたいとのことでしたが、言葉どうりに進んでいないのが現実です。福島県民の声を聞いてください。今の福島 of 気持ちを考えた行動や意見をしてください。よろしくお願い致します。	

項番	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
7	<u>GMサーベイメータを使用しCPM (Bq/cm²) で管理すべきだと思います。</u> 鉛で遮蔽して（完全に遮蔽するにはかなりの厚みが必要）測定するよりも簡単で誤差も少ないと思います。飛程距離の長いγ線の測定より飛程距離の短いβ線で管理するほうが対象物の汚染を管理できます。 対象事業所には測定器を支給すべきだと思います。鉛の筒は基準等もなくどのような方法で測定するか基準もないのではないのでしょうか。 <u>福島県内の空間線量を見ても0.23μSv/hでの管理は難しいと思います。</u>	「表面線量率が0.23μSv/h以下」の測定については、周辺の放射線量の影響を小さくする必要があるため、検査機関で測定するなどの対応が必要と考えています。このため、サンプル測定の頻度については、放射性セシウム平均濃度と同じ頻度を想定しており、今後、細則に定めていくことを考えています。
8	<u>表面線量を日常測定して暫定基準値以下の物は出荷しても良いと思います。</u> 但し、出荷した砕石等については、<u>トレーサビリティを明確にすることと納入先の受入検査を受けることにより2重にチェックすることにより、安心して使用できると思います。</u>また、<u>建築構造物に対しては必ず実施して、顧客へその結果を提出する。</u>	周辺の放射線量の影響を小さくすれば、「表面線量率が0.23μSv/h以下」という暫定基準値でも適用は可能と考えています。 その他のご意見については、今後の運用等の検討の参考とさせていただきます。
9	・対象地域を、<u>福島県内の浜通り及び中通りの地域にある採石場及び砂利採取場に限定すべきでない。</u> ・一般的な暫定基準値は100Bq/kg以下、屋外の公共工事に使用される製品の暫定基準値は表面線量率が0.23μSv/h以下と規定されているが、これらを測定する<u>測定器については、国が認定した規格に合致するものに限るべきである。</u> ・<u>屋外の公共工事に使用される製品が出荷可能な場合を、表面線量率が0.23μSv/h以下と規定し、一般の場合の暫定基準値である100Bq/kg以下を大幅に緩和する以上、当該製品の使用用途が限定される担保が確保されなければならない。</u>	対象地域については、調査結果等を踏まえ、福島県内の一部地域（浜通り及び中通り）に限定しています。 その他のご意見については、今後の運用等の検討の参考とさせていただきます。
10	「<u>対象地域における道路、河川等の屋外の公共工事に使用される製品</u>」については、一定の場合出荷可能とするとのことですが、これには、<u>トンネル内の道路等は、含まれるのでしょうか。</u> この点、トンネル内は、放射性物質の堆積の影響を受けにくい清浄な場所であることから、含まれないとも考えられます。 しかし、トンネル内であっても、道路等については、汚染による人体への影響が少ないと思われる。また、同じ道路工事であっても、トンネル内になったとたん使用できる砕石等が変わるというのは、不都合だと思います。したがって、トンネル内であっても、道路等については、上記の「製品」に含まれるとすべきだと思います。	「トンネル内の道路」については、「対象地域における道路、河川等の屋外の公共工事に使用される製品」に含まれます。

項番	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
11	・試験頻度（ロッド）を大きくとってもらわないと工期に影響が考えられる。 ・不検出は連続した場合は、試験頻度を減らしてもらいたい。 ・試験品目は、<u>原石が同じ場合は代表的な1品目で対応可能に</u>していただきたい。 ・<u>Bq/kgではなくBq/cm2でも問題はないのではないか。</u> ・<u>構造物骨材とその他材料も同基準では厳しい数字ではないか。</u> ・試験費用をどの様に扱えばいいのか。 ・<u>暫定基準値以下の数字であっても不検出以外は、風評被害が及ぶのではないか。</u>	測定頻度については、継続して暫定基準値を下回る場合は、測定頻度を下げることができることとしています。いただいたご意見も参考にしつつ、原則1ヶ月に1回の測定としつつ、例えば、3回連続で暫定基準値を下回った場合はその後は3ヶ月に1回、さらに3回連続で暫定基準値を下回った場合はその後は6ヶ月に1回と測定頻度を下げるなど具体的な測定頻度を検討し、今後、細則に定めていくことを考えています。 測定箇所については、原石が同じであっても碎石等の放射性物質の付着具合は異なることから、複数箇所の測定は必要と考えています。 放射性セシウム濃度の暫定基準値については、原子力災害対策本部が昨年、下水汚泥等が含まれるセメントの基準として100Bq/kg以下と定められているため、これを参考にBq/kg単位の暫定基準値としています。 出荷の段階では必ずしも使用箇所の特定ができないものもあることから、骨材用途とその他用途とで暫定基準値を別にすることは困難と考えています。 測定費用については、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日付け原子力損害賠償紛争審査会）等に基づき、必要かつ合理的な範囲で賠償されるものと考えています。 暫定基準値は、放射性物質として人の健康への影響を無視することができるものと国際的にも認められている厳しい基準であること等の説明を通じて、風評被害の防止に努めていきたいと考えています。
12	基本的には経済産業省で行っている、碎石及び砂利の出荷基準に関する専門検討会の方針には根拠が有るものとして賛同しますので、詳細に検討・協議して下さい。 3. 作業手順について ・車輛等を除染する →事業者はどのような除染方法を行うのか不明で、事業者任せなのか。（最適な除染方法を指導しないのか。）仮に水で除染する場合のその頻度は、<u>又除染水の排水は既存施設から排水して良いのか。</u> ・採取していない場所は5cm以上除去する →場内はグラウンドや道路と違いフラットでは無く現状無理がある。仮に除去した土砂は事業者がどの様に管理するのか。 4. 暫定基準値について ・<u>基準値の100Bq/kgは厳しい数値と思われる。</u> （社）セメント協会が発表している「放射性物質が検出された下水汚泥、浄水発生土のセメント原料の利用について」を参考にして、検討会で事業者が行うサンプル測定の時期や方法等も十分に協議してください。	除染については、作業を再開する際や、出荷停止後に出荷を再開する際に作業を行っていただくこととしています。また、除染する際は、必ずしも全ての箇所・機材を除染する必要はなく、製品に放射性物質が付着するおそれがある箇所等を可能な限り除染していただくことを想定しており、今後、細則に定めていくことを考えています。排水については、本年1月に施行された「放射性物質汚染対処特措法」の適用対象となる場合は、法令に基づく排水管理が求められると考えております。 山砂利や真砂土など表層を除去できるものは除去し、表層を剥ぎ取ることが困難な岩石については、例えば平成23年4月以降、最初に起砕した岩石は製品として出荷しないなど特性に応じた対応が望ましいと考えており、今後、細則に定めていくことを考えています。また、除去した岩石等は場内で適切に管理していただくことになると考えております。 サンプリングでの測定であること、出荷の段階で必ずしも使用箇所が特定できないものもあること、風評被害を抑止すること等の視点から、原則、「放射性セシウム平均濃度（Cs134及びCs137の合計値）が100Bq/kg以下」という暫定基準値としています。なお、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（平成23年6月16日付け原子力災害対策本部）において、下水汚泥等が含まれるセメントもクリアランスレベル（100Bq/kg）以下という基準が採用されています。

項番	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
13	・骨材の出荷基準値を100Bq/kg以下とした事 セメントと同等の100Bq/kgに骨材基準値をしているが、セメント工場は第一原発から最短でも150kmも離れている。骨材で問題となっている区域は20～35kmであり、同列に取り扱う事には、反論せざるをえない。 ・放射線量の試験頻度とその対象範囲について 先般、国・県が行った28事業所の結果数値が判りませんが、骨材業界には情報を共有する為にも公表できるものは出していただきたい。 ・当地区の事業所では、全て放射線量が検出されてなしとの試験結果表を持っている。この様な中で、今回対象区域を浜通り・中通りとした事は、多少たりとも沈静しつつある現状を県外等に出荷している業者にとっては、試験結果は検出されなくても、風評を全国に晒す事になる。 ・切羽、法面の岩石、土砂の除去実施方法について 平成23年4月迄手を付けていない鉱区の切羽、法面を掘削する場合は、上面より5cm以上除去してから岩石を採取すべきとの指針であるが、この場合でも、線量計又は岩石土砂を試験し、検出されず又は国で定めた線量以下の場合は、指針の当該作業は外してもよろしいのではないか。5cm以上を剥土する事は大型重機及び火薬で発破する事が必須であり、大量の土砂岩石の無駄になり、只でさえ少ない資源上問題がある。	100Bq/kgは、放射性物質が含まれるコンクリート等による人の健康への影響を考慮して定められた、国際的にも認められている基準です。セメントも砕石等の骨材もコンクリートの材料に使用されており、基本的な考え方が異なるものではないと考えています。 計画的避難区域等の採石場及び砂利採取場の調査結果については、国・県のホームページで公表しています。 http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/jyutaku/investigation.html 対象地域については、調査結果等を踏まえ、福島県内の一部地域（浜通り及び中通り）に限定していますが、いただいたご意見も参考にしつつ、対象地域であっても、例えば、ストックヤード及び採取場所等の代表的な複数箇所の測定結果で放射性セシウム平均濃度（Cs134及びCs137の合計値）が全て不検出（N.D.）である場合は、当該採石場等を基準の適用対象外とするなど柔軟な対応も検討し、今後、細則に定めていくことを考えています。 表層の除去等の作業手順については、操業を再開する際や、出荷停止後に出荷を再開する際に作業を行っていただくこととしています。
14	砕石・砂利の基準は、法規制に紐付けていただくか、JIS規格に落とし込む等検討して欲しい。	放射能汚染の可能性のある砕石問題については、放射線量が極めて高い地域の採石場（避難区域内、操業停止中）からの砕石が、震災後の一定期間出荷されたことが原因と考えられています。また、砕石及び砂利は追加的に放射性物質が混入・濃縮する経路がないと考えています。これらを踏まえ、当面の間の措置として、福島県の一部地域に限定した出荷基準を定めることとしたものです。このため、現時点では、法規制やJIS規格に砕石及び砂利の出荷基準を規定する必要はないと考えています。